

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案新旧対照条文

目次

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）	1
二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	2
三 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）	4
四 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）附則	9
五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第 号）	10

改 正 案	現 行
<p>（家庭裁判所調査官） 第六十一条の二（略）</p> <p>② 家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所においては、第三十一条の三第一項第一号の審判及び調停、同項第二号の裁判（人事訴訟法第三十二条第一項の附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判（以下この項において「附帯処分等の裁判」という。）に限る。）並びに第三十一条の三第一項第三号の審判に必要な調査その他の法律において定める事務を掌り、各高等裁判所においては、同項第一号の審判に係る抗告審の審理及び附帯処分等の裁判に係る控訴審の審理に必要な調査その他の法律において定める事務を掌る。</p>	<p>（家庭裁判所調査官） 第六十一条の二（同上）</p> <p>② 家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所においては、第三十一条の三第一項第一号の審判及び調停、同項第二号の裁判（人事訴訟法第三十二条第一項の附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判（以下この項において「附帯処分等の裁判」という。）に限る。）並びに第三十一条の三第一項第三号の審判に必要な調査その他の法律において定める事務を掌り、各高等裁判所においては、同項第一号の審判に係る抗告審の審理及び附帯処分等の裁判に係る控訴審の審理に必要な調査を掌る。</p>

二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第四条関係）

改正案		現行	
四十二 国家公務	<p>別表第一（第三十条の七関係） 提供を受ける国の 機関又は法人 一（四十）略</p>	<p>四十一 外務省</p>	<p>旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十条第一項の記載事項の訂正、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>四十二 国家公務</p>	<p>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百</p>	<p>四十一の二 外務省</p>	<p>国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第</p>
	<p>事務であつて総務省令で定めるもの</p>		<p>号）による同法第四条第一項の外国返還援助、同法第十六条第一項の日本国面会交流援助又は同法第二十一条第一項の外国面会交流援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
四十二 国家公務	<p>別表第一（第三十条の七関係） 提供を受ける国の 機関又は法人 一（四十）略</p>	<p>四十一 外務省</p>	<p>旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十条第一項の記載事項の訂正、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>四十二 国家公務</p>	<p>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百</p>	<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>

<p>四十三く百二十二 (略)</p>	<p>員共済組合連合 会</p>
<p>(略)</p>	<p>二十八号)又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

<p>四十三く百二十二 (略)</p>	<p>員共済組合連合 会</p>
<p>(略)</p>	<p>二十八号)又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

三 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（附則第五条関係）

改正案		現行	
別表第一（第三条、第四条関係）			
項	上欄	下欄	
一五	(略)		千二百円
<p>家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判、同法第二百四十四条に規定する事件についての調停若しくは</p>			
<p>（裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例） 第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む。）、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第 号）第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める手続</p> <p>三・四 (略)</p>			
別表第一（第三条、第四条関係）			
項	上欄	下欄	
一五	(同上)		千二百円
<p>家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判若しくは同法第二百四十四条に規定する事件についての調停の</p>			
<p>（裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例） 第十三条の二 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む。）若しくは家事事件の手続の費用の負担の額を定める手続</p> <p>三・四 (同上)</p>			

<p>国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項に規定する子の返還申立事件の申立て又はこれらの法律の規定による参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）</p>	<p>一六 イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第</p>	<p>千円</p>
<p>申立て又は同法の規定による参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）</p>	<p>一六 イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始される</p>	<p>千円</p>

<p>百二十二条第一項の規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p>	<p>一七 イイ (略) (ロ) 非訟事件手続法又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、これらの法律の規定による強制執行の停止、開始若しくは</p>
<p>五百円</p>	<p>五百円</p>
<p>もの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p>	<p>一七 イイ (同上) (ロ) 非訟事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て又は受命裁</p>
<p>五百円</p>	<p>五百円</p>

	<p>続行を命じ、若しくは執行処分を命ずる 裁判を求め申立て又は受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て</p>	
一八	<p>抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項、非訟事件手続法第七十七条第二項、家事事件手続法第九十七条第二項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の</p>	<p>(1) 一一の二の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる申立てについて の裁判（抗告の裁判所の裁判を含む。）に 対するもの</p> <p>(2) 一三の項に掲げる申立て又は申出に於いての裁判（不適法として却下したもの</p>
	<p>ハクト（略） (ハ) (略)</p>	<p>それぞれの申立ての手数料の額の一・五倍の額</p>

	<p>判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て</p>	
一八	<p>抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項、非訟事件手続法第七十七条第二項若しくは家事事件手続法第九十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て</p>	<p>(1) 一一の二の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる申立てについて の裁判（抗告の裁判所の裁判を含む。）に 対するもの</p> <p>(2) 一三の項に掲げる申立て又は申出に於いての裁判（不適法として却下したもの</p>
	<p>ハクト（同上） (ハ) (同上)</p>	<p>それぞれの申立ての手数料の額の一・五倍の額</p>

	一九 民事訴訟法第三百四十九條第一項、非訟事件手続法第八十三條第一項、家事事件手続法第三百三條第一項若しくは國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百十九條第一項の規定による再審の申立て又は同法第百十七條第一項の規定による終局決定の変更の申立て				実施に関する法律第百十一條第二項の規定による抗告の許可の申立て	を除き、抗告裁判所の裁判を含む。)に對するもの	一一の二の項口に掲げる申立手数料の額の一・五倍の額	千円
					(3) 民事保全法の規定による保全抗告	(4) (1)から(3)まで以外のもの		
この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。		一九 民事訴訟法第三百四十九條第一項、非訟事件手続法第八十三條第一項又は家事事件手続法第三百三條第一項の規定による再審の申立て			を除き、抗告裁判所の裁判を含む。)に對するもの	一一の二の項口に掲げる申立手数料の額の一・五倍の額	千円	
					(3) 民事保全法の規定による保全抗告	(4) (1)から(3)まで以外のもの		
(同上)								

四 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）附則（附則第六条関係）

改正案	現行								
<p style="text-align: center;">（他の法律の適用の特例）</p> <p>第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 国際的な子の奪取の民事上の側面に 関する条約の実施 に関する法律（平 成二十五年法律第 号） </td> <td style="width: 16.5%; text-align: center;"> 第五条第一項 第一号 </td> <td style="width: 16.5%; text-align: center;"> 内閣府 </td> <td style="width: 34%; text-align: center;"> 内閣府及び復興庁 </td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"> 成二十五年法律第 号） </td> <td style="width: 16.5%; text-align: center;"> 第五条第一項 第二号 </td> <td style="width: 16.5%; text-align: center;"> 機関 </td> <td style="width: 34%; text-align: center;"> 機関並びに復興庁 </td> </tr> </table>	国際的な子の奪取の民事上の側面に 関する条約の実施 に関する法律（平 成二十五年法律第 号）	第五条第一項 第一号	内閣府	内閣府及び復興庁	成二十五年法律第 号）	第五条第一項 第二号	機関	機関並びに復興庁	<p style="text-align: center;">（他の法律の適用の特例）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>
国際的な子の奪取の民事上の側面に 関する条約の実施 に関する法律（平 成二十五年法律第 号）	第五条第一項 第一号	内閣府	内閣府及び復興庁						
成二十五年法律第 号）	第五条第一項 第二号	機関	機関並びに復興庁						

五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第号）（附則第七条関係）

改正案

現行

（住民基本台帳法の一部改正）
第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

（略）

別表第一の十九の項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）」の下に「第五十三条第一項の短期給付若しくは同法」を加え、同表の四十一の二の項の次に次のように加える。

四十一の三 国 税序	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十一条第一項の債権者への支払に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十一の四 国 家公務員共済 組合	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による同法第五十条第一項の短期給付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（略）

（住民基本台帳法の一部改正）
第十九条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

（略）

別表第一の十九の項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）」の下に「第五十三条第一項の短期給付若しくは同法」を加え、同表の四十一の二の項の次に次のように加える。

四十一の二 国 税序	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十一条第一項の債権者への支払に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十一の三 国 家公務員共済 組合	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による同法第五十条第一項の短期給付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（略）